

# 水防計画

平成28年2月修正

群馬県藤岡市

# 目 次

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	水防組織	2
第3節	水防活動	6
第2章	災害予防計画	
第1節	ダム・水門等及びその操作	13
第2節	重要水防区域	16
第3節	水防倉庫及び水防備蓄資器材	19
第3章	災害応急対策計画	
第1節	洪水予報	20
第2節	水防警報	23
第3節	観測通報	27
第4節	決壊時の処置	28
第5節	協力応援	29
第6節	水防解除	30
第7節	水防報告	31
第8節	通信連絡輸送	34

# 第1章 総 則

## 第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、藤岡市の地域に係る水害に対し、水防活動が有機的かつ効率的に行われるよう水防事務の調整及びその実務のための必要な事項を定め、洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減し、もって公共の安全及び福祉を保持することを目的とする。

## 第2節 水防組織

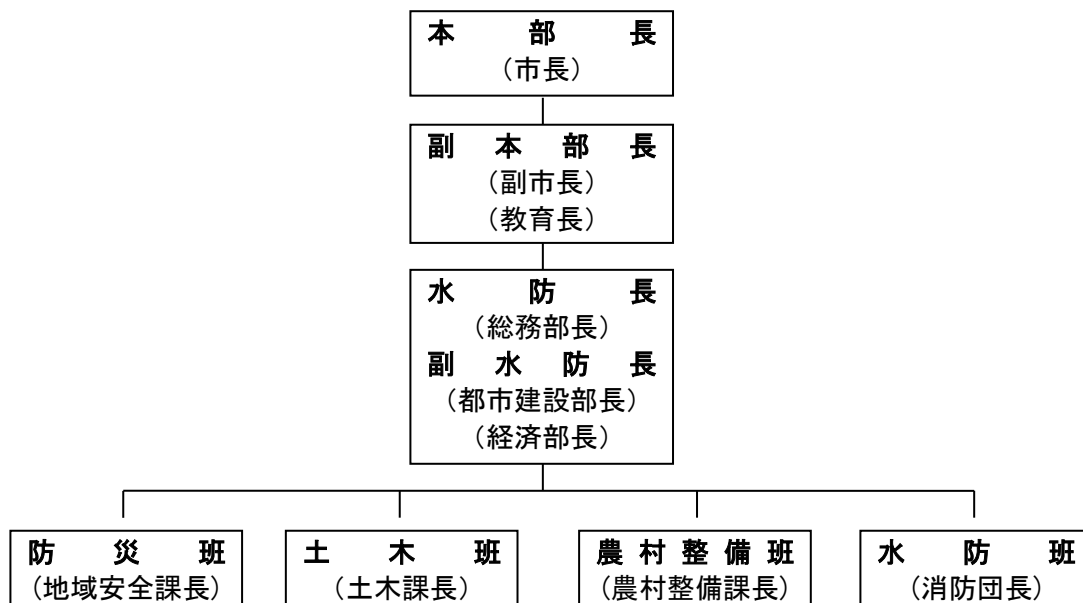
### 1 水防本部

- (1) 市長は、次の場合に藤岡市水防本部（以下「水防本部」という。）を総務部地域安全課内に設置し、水防事務を処理する。
  - ア 大雨、洪水等のいずれかの予報及び警報が発せられたとき。
  - イ その他市長が洪水の発生するおそれがあると認めたとき。
- (2) 市長は、次の場合に水防本部を廃止するものとする。  
洪水等のおそれが解消し、水防活動が終了したとき
- (3) 水防本部事務局は、総務部地域安全課内におく。
- (4) 水防本部は、藤岡市災害対策本部が設置されたときは、同本部が廃止されるまでの間、それに統合され水防事務を処理する。

## 2 市の水防組織

(1) 水防本部の組織系統は、次のとおりとする。

藤岡市水防本部組織系統図

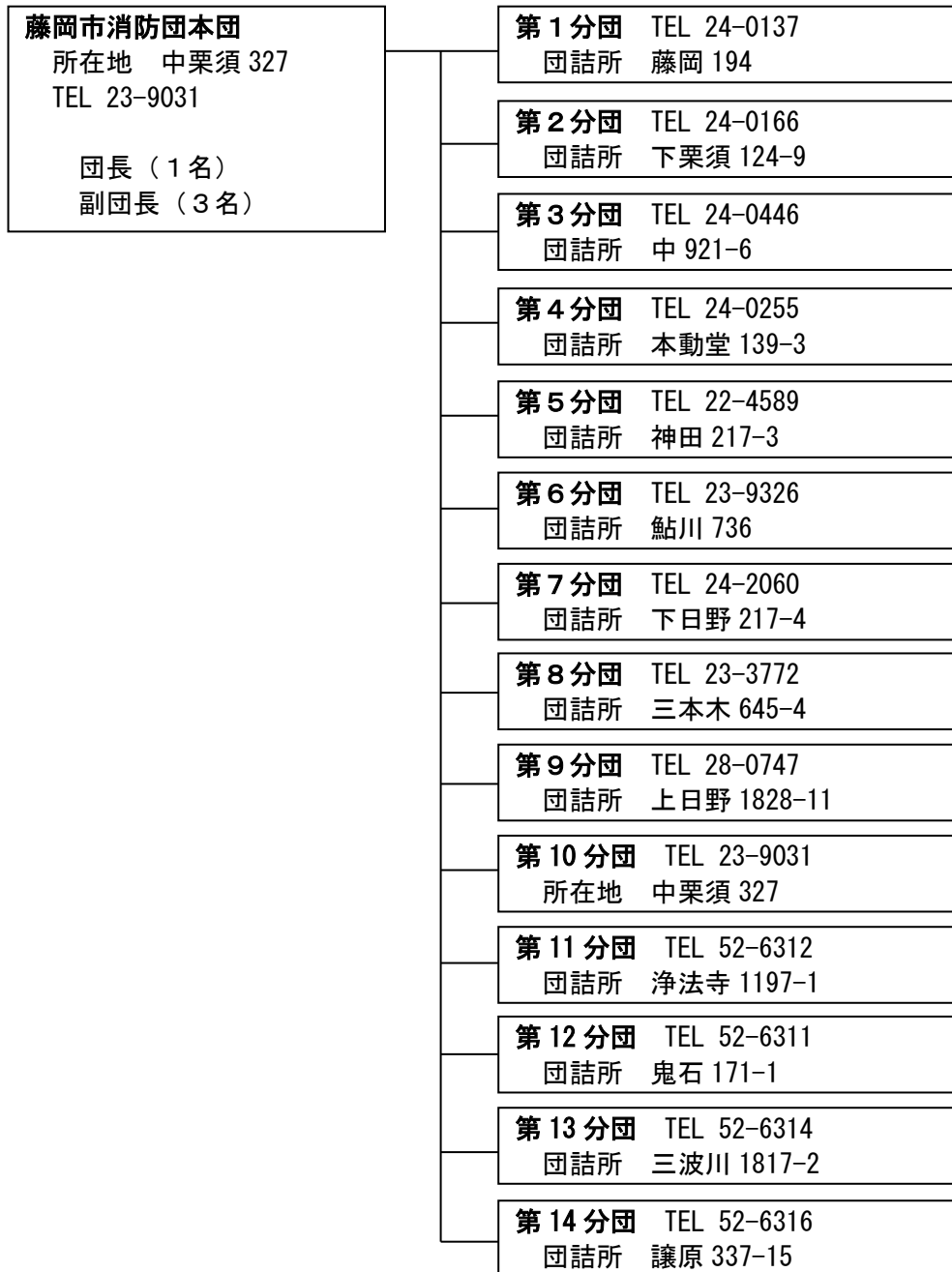


(2) 水防本部の事務分掌は、次のとおりとする。

職名・班名 (班長)	事 務 分 掌
本部長	1. 水防本部の事務を統括する。
副本部長	1. 本部長を補佐し、本部事務の円滑な実施を図り、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
水防長	1. 本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員及びその他の職員を指揮監督する。
副水防長	1. 本部長、副本部長及び水防長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員及びその他の職員を指揮監督する。 また、水防長に事故あるときは、その職務を代理する。
防災班 (地域安全課長)	1. 本部要員の招集に関する事。 2. 水防本部の庶務に関する事。 3. 本部長の指令に関する事。 4. 関係機関との連絡に関する事。 5. 協力応援要請に関する事。 6. 各班との連絡調整に関する事。 7. 気象情報及び各種予報・警報の収集連絡に関する事。 8. 水防報告に関する事。 9. 水害時における道路交通の情報収集に関する事。 10. 水害時における交通安全に関する事。 11. その他各班に定めていない事項に関する事。
土木班 (土木課長)	1. 危険箇所の巡視・警戒に関する事。 2. 道路・橋梁・河川等の被害調査、情報収集に関する事。
農村整備班 (農村整備課長)	1. 危険箇所の巡視・警戒に関する事。 2. 土砂災害等の被害調査、情報収集に関する事。 3. 農業用水、溜池等の被害調査、情報収集に関する事。
水防班 (消防団長)	1. 危険箇所の巡視・警戒に関する事。 2. 水防資器材等の点検及び輸送に関する事。 3. 水防広報作業の実施に関する事。 4. 水難者の救助及び捜索に関する事。

(3) 消防団組織図

(平成24年4月1日 現在)



## 第3節 水防活動

### 1 配備及び活動

#### (1) 水防本部

本部長は、水防法第10条又は気象業務法第14条の2規定により、群馬県又は前橋気象台から気象警報（大雨警報）、洪水警報が通知されたとき、又は洪水等による危険があると予想されたときは、次の基準により、非常配備につかせるための指令を発する。

#### ア 配備基準

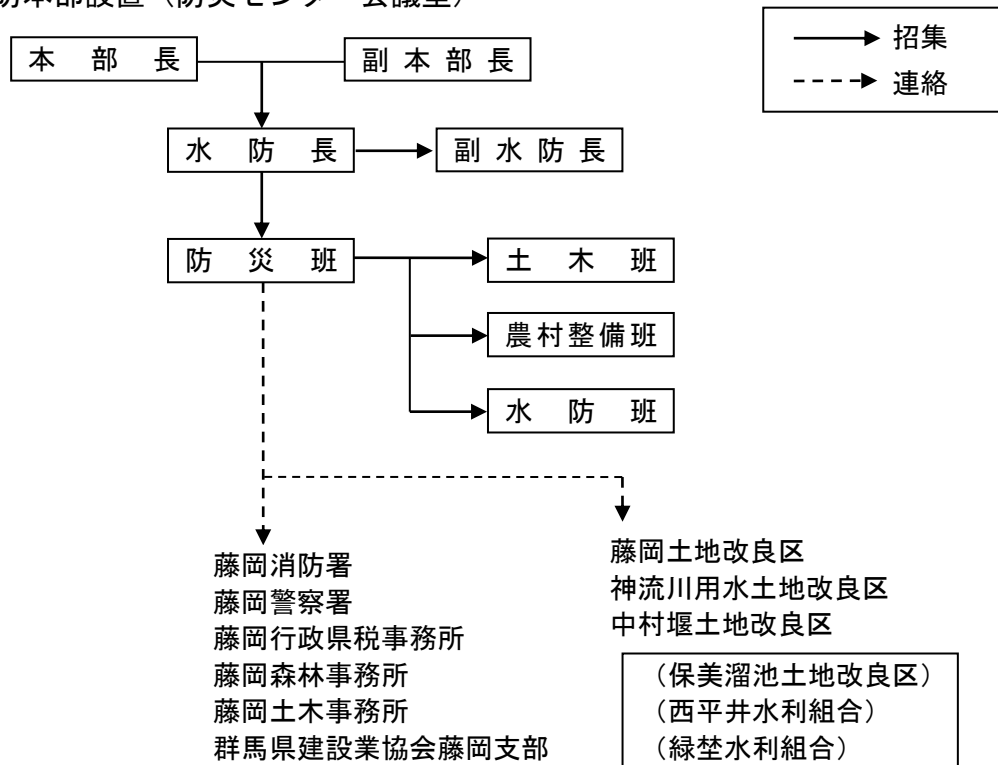
配備区分	発令基準	配備内容
警戒	前橋気象台から大雨・洪水のいずれかの注意報が発せられたとき。	原則として、2名以上で水防業務にあたる。
第1配備	今後の気象情報に注意と警戒を必要とするが、予想される事態発生まで、かなりの時間的余裕のあるときは、少数の人員であたり、情報、連絡活動を主とし、事態の推移によっては、直ちに指導、その他の活動ができる態勢。	所属人員の4分の1程度で水防業務にあたる。
第2配備	水防事態が予想され、水防活動の開始が考えられ、水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なくできる態勢。	所属人員の半数で、水防業務にあたる。
第3配備	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、所属人員全員によって、水防活動ができる態勢。	所属人員全員で、完全な水防業務にあたる。
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. この指令は、事態に応じ第1配備から直ちに第3配備を発令する場合もある。</li> <li>2. 水防本部員は、勤務時間外でも常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自主的に出勤しなければならない。</li> <li>3. 水防本部員は、第1配備指令後はできる限り外出をさけ、待機しなければならない。</li> <li>4. 非常勤務者は、交代者と引き継ぎを終了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。</li> <li>5. その他の者は、あらかじめ自己の勤務すべき時間を確認しておき、水防事務に支障を来さないようにしなければならない。</li> <li>6. 藤岡市災害対策本部が設置されたときは、藤岡市地域防災計画に定める基準による。</li> </ol>	



イ 水防本部設置に伴う連絡網

警報発令

水防本部設置（防災センター会議室）



(2) 巡視警戒

ア 本部長は、気象又は水防の予警報が発せられたとき、又は気象状況により水防の必要が予知されるとき、又は地震により堤防に漏水、沈下等のおそれがある場合は巡視員を派遣して、区域内の堤防その他水防に関する工作物等の巡視警戒にあたる。

イ 巡視員は、水防上危険である箇所を発見したときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

ウ 巡視にあたって留意すべき事項は、概ね、次のとおりである。

- 川側堤防斜面の亀裂又は欠け崩れ
- 堤防上端の亀裂又は沈下
- 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水からによる亀裂
- 排・取水門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締り具合
- 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- 堤防から水があふれる状況
- 消防団の巡視については、継続的に行い、以下のことを原則とする
- ◎ 重要水防箇所A区間            少なくとも30～60分間に一巡
- ◎ 重要水防箇所B区間            少なくとも60～120分間に一巡
- ◎ 重要水防箇所以外の区間        少なくとも120～180分間に一巡

### (3) 水防活動

本部長は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発令されたとき、又は河川の水位が知事の定める警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を、次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。この場合、付表1により直ちに出勤状況を藤岡土木事務所長に報告するものとする。

#### ア 待機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の状況を把握することに努め、又は一般団員を直ちに次の段階に入れるような態勢におくものとする。

待機基準	1. 洪水予報が発せられたとき 2. 県水防本部が待機の態勢に入ったとき
------	---

#### イ 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、消防団の責任者等は、所定の詰所等に集合し、資材の整備、点検、団員の配備計画等にあたり、ダム、水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のために一部団員を出動させること。

出動準備基準	1. 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき 2. 気象状況等により、水害の危険が予知されるとき
--------	---

#### ウ 出動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、消防団の全員が所定の詰所等に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

出動基準	1. 水防警報が発せられたとき 2. 河川の水位が警戒水位に達したとき 3. 急激な豪雨があったとき 4. 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき
------	--

### (4) 安全配慮

水防活動は、水防団員及び消防機関に属する者自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員及び消防機関に属する者自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

(5) 消防団の出動区域

次のとおりであるが、災害の規模や緊急を要する場合には本部長の指令に基づく。

分団名	人員	河川名	左右岸別	区 域 【重】は重要水防区域
第1分団	15	神流川 笹川	左 左右	小林 小林
第2分団	15	神流川 中川 温井川 〃	左 左右 右 左右	上戸塚、下戸塚、岡之郷新田 上戸塚、下戸塚、下栗須、岡之郷 岡之郷（新幹線～関越道）（東橋下流～国道17号） 岡之郷（関越道～東橋下流部）
第3分団	15	烏川 鎗川 温井川 〃 〃	右 右 左 左 左右	立石新田、立石【重】、中島【重】、森新田【重】 森新田【重】 立石（新幹線～関越道） 立石、立石新田（東橋下流～虚空蔵橋） 上栗須、中栗須
第4分団	15	鎗川 鮎川 〃 猿田川	右 左 右 左右	上落合【重】 上落合 上大塚、中大塚、下大塚、本動堂 上落合
第5分団	15	神流川 笹川	左 左右	根岸、本郷、川除、牛田 本郷
第6分団	15	鎗川 鮎川 〃 猿田川	右 左 右 左右	三ツ木 白石、緑埜、西平井 鮎川、東平井 白石
第7分団	15	鮎川	左右	金井、下日野
第8分団	15	三名川	左右	保美、三本木、高山
第9分団	15	鮎川	左右	上日野
第10分団	15			市内全域（情報収集・広報）
第11分団	15	神流川	左	浄法寺
第12分団	15	神流川	左	鬼石
第13分団	15	三波川	左右	三波川
第14分団	15	神流川	左	譲原、保美濃山、坂原

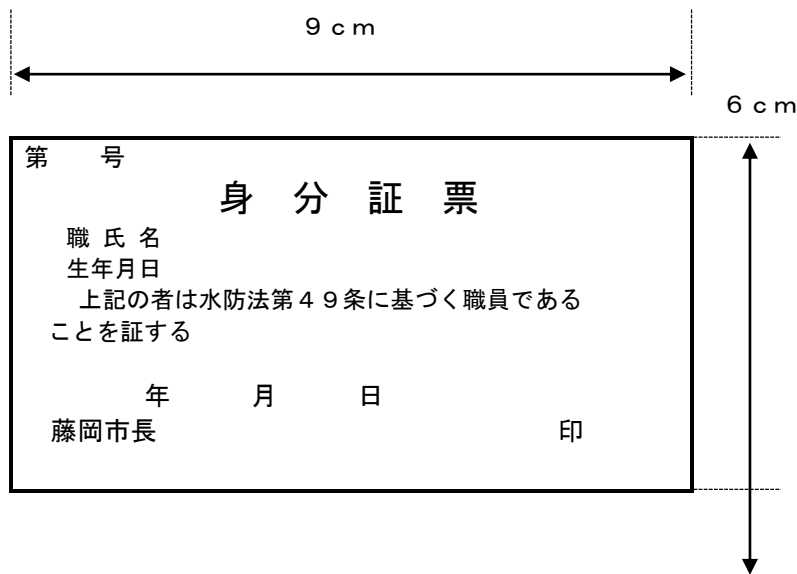
(6) 水防信号

水防法第20条第1項の規定により水防に用いる信号は、次のとおりである。  
(平成6年2月22日 群馬県告示第106号)

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 — — — — — — ○ 休 〇 休 〇 休 止 止 止 止 止 止
第2信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 — — — — — — ○ 休 〇 休 〇 休 止 止 止 止 止 止
備考	1. 信号は適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させるものとする。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

(7) 身分証明書

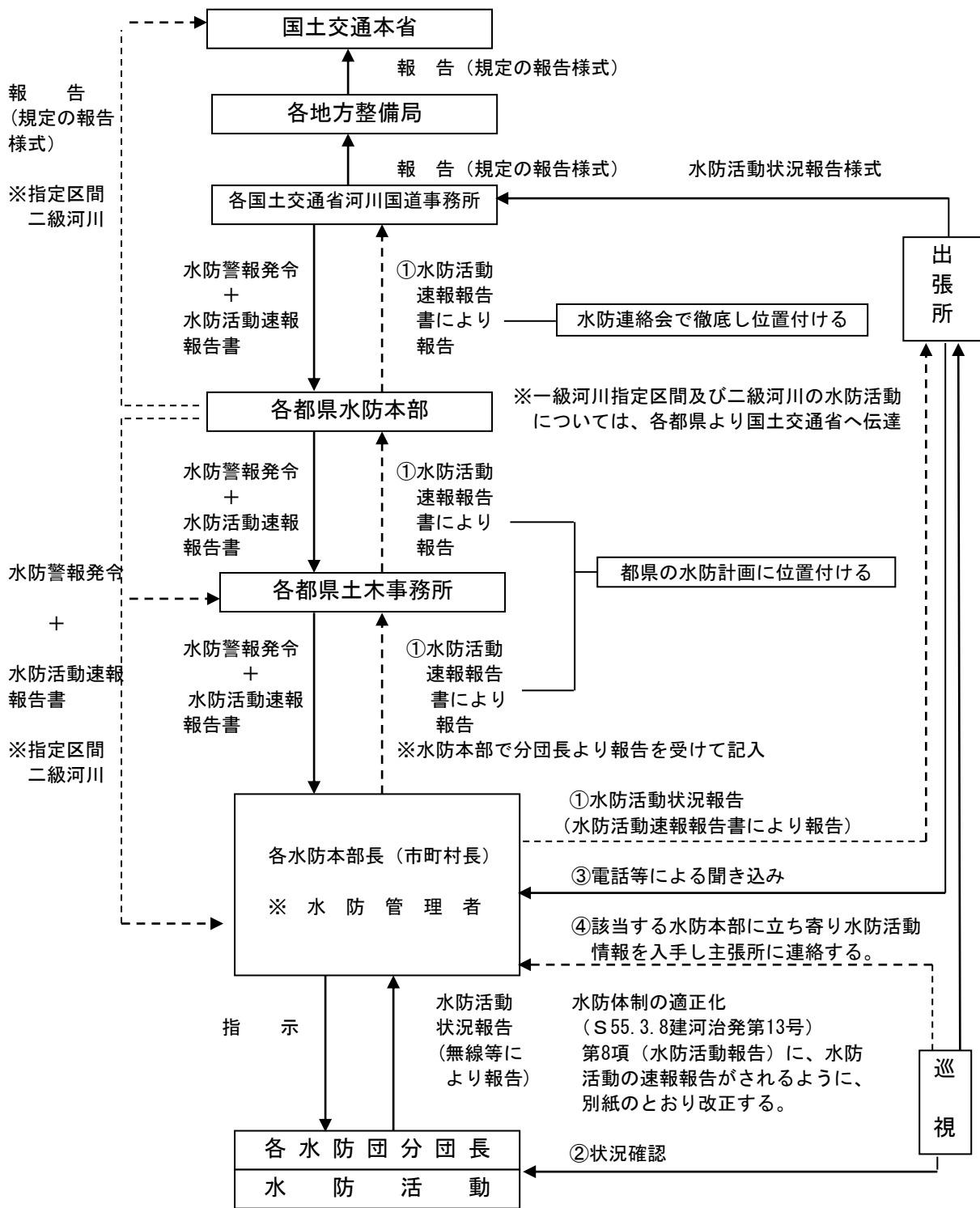
水防法第49条2項の規定により携帯する身分を示す証票は、次のとおりとする。



**水防法抜粋**  
 第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして、必要な土地に立ち入らせることができる。  
 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式－1                      水防活動速報報告書		(水防管理団体名：                      ) 平成      年      月      日 作成責任者		
水防実施箇所	左                      市                      地先 川                      群馬県                      町 右                      村			
日                      時	月                      日                      時 現在			
出 動 人 員	消防団員	消防職員	そ の 他	合 計
水防作業の概要 及 び 工 法	作業概要：  実施工法名： (概略の作業量)			
備 考				

# 水防活動状況の確認方法フロー



②、③、は、現在実施している確認方法で今後も継続で行う。  
 今後は、①により出動後速やかに報告されるようにすると共に  
 ④より水防活動状況を把握する。